

# 古物営業法及び質屋営業法の一部改正について

令和6年4月1日施行

## 改正内容

### ウェブサイトへの許可状況等の掲示

古物商（古物市場主を含む及び質屋事業者は、  
氏名又は名称  
許可を受けた公安委員会の名称  
許可証の番号

をウェブサイトに掲載することが義務付けられます。

なお、次のいずれかに該当する事業者は、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- 従事使用する従業者の数が5人以下の場合
- ウェブサイトを有していない場合

ウェブサイト上で取引を行う古物商は、従業者の人数にかかわらず、これまでどおり、

- 氏名又は名称
  - 許可を受けた公安委員会の名称
  - 許可証の番号
  - 取り扱う古物に関する事項
- の掲載をお願いします。